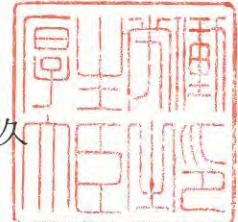


厚生労働省発食安0909第4号
平成26年9月9日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ジフェノコナゾール

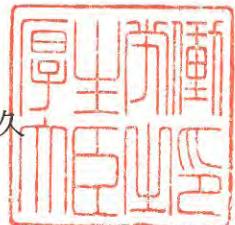


文

厚生労働省発食安0909第5号
平成26年9月9日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

フルオキサストロビン

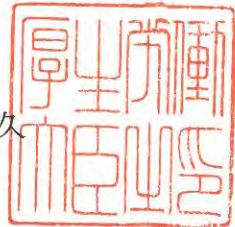


大

厚生労働省発食安0909第6号
平成26年9月9日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎恭久



食品安全影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

フルキサピロキサド

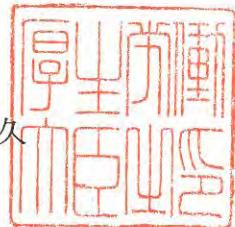


大

厚生労働省発食安0909第7号
平成26年9月9日

食品安全委員会
委員長 熊谷進 殿

厚生労働大臣 塩崎恭久



食品安全委員会 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める件について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める件について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品安全基本法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

メトラフェノン

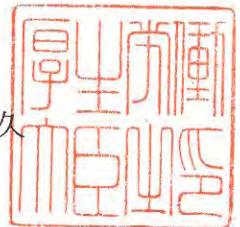


文

厚生労働省発食安0909第8号
平成26年9月9日

食品安全委員会
委員長 熊谷進 殿

厚生労働大臣 塩崎恭久



食品安全影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ピラゾリネート

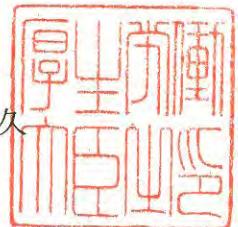




厚生労働省発食安0909第9号
平成26年9月9日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の動物用医薬品の残留基準を設定すること

ロメフロキサシン

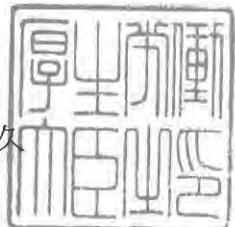




厚生労働省発食安0908第1号
平成26年9月8日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件は、平成26年9月8日付け26消安第2587号にて、農林水産大臣から当職宛て意見を求められたものであり、その資料は平成26年9月8日付け26消安第2586号にて、農林水産大臣から貴職宛て食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の動物用医薬品の残留基準を設定すること

ケトプロフェン

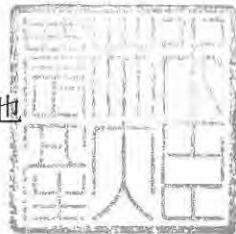




26消安第2586号
平成26年9月8日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 西川 公也



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

ケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤（ディニタル）



大

厚生労働省発食安0910第1号
平成26年9月10日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

豚の食肉（内臓を含む。以下同じ。）について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、以下の趣旨の規格基準を設定すること。

- (1) 豚の食肉は、飲食に供する際に加熱を要するものとして販売の用に供さなければならない旨
- (2) 販売者は、直接一般消費者に販売することを目的に、豚の食肉を使用して、食品を製造、加工又は調理する場合には、中心部を63°Cで30分間以上加熱又はそれと同等以上の殺菌効果のある加熱殺菌が必要である旨





26 消安第3000号
平成26年9月11日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 西川 公也



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めるます。

記

牛の部位（別紙の1の（4）の牛の特定部位等を除く。）を原料として製造される牛由來たん白質を養殖水産動物を対象とする飼料の原料として利用することについて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定により定められた飼料の基準及び規格を改正すること。



牛由来たん白質の養殖水産動物を対象とする飼料としての利用再開

1 これまでの経緯

- (1) 牛豚等の肉骨粉は、たん白質に富む原料として飼料に利用されてきたが、平成 13 年 9 月に我が国で BSE が発生した後、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）により肉骨粉を含む飼料の製造・販売等が禁止された。
- (2) 豚及び家きん由来の肉骨粉については、その後、豚、鶏、養殖水産動物等を対象とする飼料としての利用再開を認められたが、牛肉骨粉については、引き続き飼料利用が禁止されてきたところである。
- (3) 一方で、近年、我が国では、飼料規制及び特定危険部位（SRM）の分別管理による BSE 対策の徹底が浸透した上、平成 14 年 1 月生まれの牛以降、12 年以上 BSE 感染牛の発生がなく昨年 5 月に国際獣疫事務局（OIE）から「無視できる BSE リスク」の国として認定された。また、本年 1 月には、牛肉骨粉の肥料として利用が再開されたところである。
- (4) このように、我が国の BSE 発生リスクが大きく低下していることを踏まえ、今般、牛の部位（牛の特定部位等^{*}を除く。）を原料として製造される牛由來たん白質（牛の肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しようたん白をいう。以下「牛肉骨粉等」という。）を養殖水産動物を対象とする飼料（以下「養魚用飼料」という。）の原料として利用することについて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会の意見を聴くとともに、農業資材審議会に諮問を行った。
- * 牛の特定部位等とは、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条で定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛の部位をいう。
- (5) 農業資材審議会飼料分科会及び同分科会飼料安全部会における検討の結果、
 - ① 牛用飼料については、引き続き牛肉骨粉等の混入防止措置を継続するとともに、
 - ② 牛肉骨粉等を含む養魚用飼料の製造・利用段階においては、分別管理を徹底するとともに、誤用・流用を防止する観点から新たな管理措置を導入した上で、
 牛肉骨粉等を養魚用飼料の原料として利用することを可能とする旨の答申が得られた。

2 改正の概要及び新たに導入する管理措置

農業資材審議会の答申を踏まえ、牛肉骨粉等を養魚用飼料の原料として利用することを可能とするため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）

を改正するとともに、以下のような新たな管理措置を導入することとする。

- (1) 牛肉骨粉等の製造事業者は、牛肉骨粉等の製造に当たり、牛の特定部位等の混入を防止するため、原料の分別収集を行うとともに、牛肉骨粉等以外の製造工程と完全に分離された工程で製造しなければならない。また、当該製造事業者は、製品出荷時に供給管理票を牛肉骨粉等に添付しなければならない。さらに、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）が、事業場ごとに、牛肉骨粉等の製造開始前に、上記の措置の実施状況について確認する制度（大臣確認制度）を導入することとする。
- (2) 牛肉骨粉等を原料とする養魚用飼料の製造事業者は、当該飼料以外の飼料への牛肉骨粉等の混入を防止するため、牛肉骨粉等を原料として用いない飼料の製造工程と完全に分離された工程で製造しなければならない。また、当該製造事業者は、中間製品として養魚用飼料の製造事業者へ出荷する場合には、供給管理票を当該飼料に添付しなければならない。さらに、FAMICが、製造事業場ごとに、牛肉骨粉等を原料とする養魚用飼料の製造開始前に、上記の措置の実施状況について確認する制度（大臣確認制度）を導入することとする。
- (3) 牛肉骨粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養魚用飼料の製造事業者は、畜産農家が牛肉骨粉等を原料とする養魚用飼料等を牛等の家畜に与えることのないよう、これらの飼料には、牛等への使用の禁止、保存上の注意等を表示しなければならない。
- (4) FAMICは、牛肉骨粉等及び牛肉骨粉等を原料とした養魚用飼料を製造する事業場において（1）から（3）までの措置が適切に行われていることを、立入検査によって確認する。また、都道府県は、牛等の畜産農家において牛肉骨粉等を原料とした養魚用飼料が誤用されていないことについて、立入検査によって確認する。

3 今後の進め方

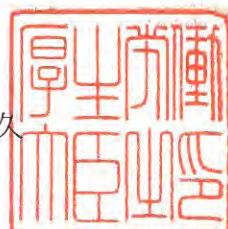
食品健康影響評価の結果を踏まえて、パブリックコメントを実施した上で、省令等の改正を行う。

大

厚生労働省発食安0910第2号
平成26年9月10日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統及び除草剤グリホサート耐性
ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種



食品健康影響評価の審議状況

(平成26年9月12日現在)

区分	要請件数 <small>注2)</small>	自ら評価 <small>うち 26年度分</small>	合計	評価終了 <small>うち 26年度分</small>		意見 募集中 <small>注3)</small>	審議中 <small>注1)</small>	
添加物	148	2	148	133	1	2	13	
農薬	978	15	978	682	29	10	286	
うちポジティブリスト関係	485	1	485	265	13	3	217	
うち清涼飲料水	33	0	33	33		0	0	
うち飼料中の残留農薬基準 <small>注7)</small>	42	0	42	10		0	32	
動物用医薬品	486	103	486	343	10	3	140	
うちポジティブリスト関係	108	0	108	68	6	3	37	
化学物質・汚染物質	61	2	64	57		0	7	
うち清涼飲料水	49	0	49	46		0	3	
器具・容器包装	16	0	16	8	1	0	8	
微生物・ウイルス <small>注8)</small>	12	2	14	12	1	0	2	
プリオント	32	2	16	37	1	0	9	
かび毒・自然毒等 <small>注4)</small>	7	2	9	10	1	0	0	
遺伝子組換え食品等	213	5	213	187	7	4	22	
新開発食品 <small>注5)</small>	80	2	81	72	1	2	9	
肥料・飼料等	172	6	172	110	7	0	62	
うちポジティブリスト関係	100	0	100	57	2	0	43	
肥飼料・微生物合同 <small>注9)</small>	1(34)	0	1	1(12)		(1)	0	
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1	0	1	0		0	1	
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1	0	1	1		0	0	
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1	0	1	1		0	0	
その他 <small>注6)</small>	1	1	2	1		0	1	
合計	2,210	139	25	2,235	1,655	59	21	560

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

4 自ら評価案件「デオキシンバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシンバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。

5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。

6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。

7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。

8 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。

9 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成26年9月12日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
15/7/3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※	(20)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリン) Ⓐ、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)Ⓐ	2
17/2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロコール100注射液)Ⓐ	1
17/4/11	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)Ⓐ	1
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液)Ⓐ、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドライ-5G)及びセファピリナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)Ⓐ、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))Ⓐ	3
17/8/15	厚	添加物 アルミニケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムⒶ、スルファメトキサゾールⒶ、トリメトプリムⒶ、セファピリンベンザチンⒶ、セファピリンナトリウムⒶ	5
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※	1
18/5/9	厚	農薬 ホルペット	1
18/7/18	厚	農薬 ジコホール☆、ホルペット☆	2
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆Ⓐ、スルファメトキサゾール☆Ⓐ、セファピリン☆Ⓐ、トリメトプリム☆Ⓐ	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリント <small>▲</small>	2
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆	3
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆	3
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール) Ⓐ	1

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⓐは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓑは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルファゾール☆■	3
19/3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆■、スルファジメトキシン☆■、スルファモメトキシン☆■	3
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	2
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆■	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	1
19/8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサリジン☆■	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)■	1
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒドロメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、プロディファコウム☆	5
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/3	厚	動物用医薬品 トビシリジン■	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆■、ピランテル☆	2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。●は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	4
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■	4
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) ■■	1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリソ☆■	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆■、β-アポ-8'-カルチジン酸エチルエステル☆■、β-カルテン☆■、クエン酸☆■、酒石酸☆■、トウガラシ色素☆■、トコフェロール☆■、乳酸☆<農薬用途もあり>■、マリーゴールド色素☆■、メナジオン☆■、レチノール☆■	11
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆■	1
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2,4-D☆、グリホサート☆、ベンタゾン☆<全て飼>	3
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリム☆	6
22/9/27	厚	農薬 DCIP☆、酸化フェンプタスズ☆	2
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	9
22/11/15	農	農薬 テルブホス<飼>☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆	4
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトブレン☆<一部<飼>>	2
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル■<一部☆>、テブフェンピラド■<一部☆>、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	6

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印

は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
23/1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆▣、スピラマイシン☆▣、セフロキシム☆▣	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスマディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 キノメチオナート■<一部☆>、エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、ブロモキシニル☆	6
23/3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/3/31	一	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 ブロモキシニル(飼料)☆	1
23/4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム、クエン酸三エチル	2
23/6/10	厚	農薬 イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	4
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■<一部☆>、セトキシジム<一部☆>、アシベンゾラル-S-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	14
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセットメチル☆、プロスルフロン☆、ヘキシチアゾクス☆	5
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆	6
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆▣	1
24/1/23	消	特定保健用食品 キシリトール オーラテクトガム<クリアミント> ※■、キシリトール オーラテクトガム<スペアミント> ※■	2
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。▣は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響評価の対象	
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、ジエチルスチルベストロール☆、ジメトリダゾール☆	4
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロン☆	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシン酢酸☆、キンクロラック☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	4
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート■<一部☆>、クロフェンテジン☆、テフルトリン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	9
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆■、センデュラマイシン☆■、バシトラシン☆■	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆■	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスマチル☆、フライド☆、フルスルファミド☆	5
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆■、サラフロキサシン☆■、ネオマイシン☆■	3
24/8/21	厚	飼料添加物 プチルヒドロキシアニソール☆■	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスマチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリル☆	5
25/1/30	厚	農薬 メペニピリム■、チフェンスルフロンメチル■<一部☆>、クロルピリホスマチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリル☆、プロメトリン☆	7
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メクロプラミド☆	3
25/3/11	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響評価の対象	
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテポン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニュロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/4/2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について#	1
25/4/10	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> MDT121 株を利用して生産された α -アミラーゼ■	1
25/4/12	厚	プリオン ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/6/10	農	農薬 γ -BHC☆、クロルプロファム☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	5
25/6/12	厚	農薬 2,4-D■、ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート■<一部☆>、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルプロファム☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、プロマシル☆	16
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/7/17	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシンネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3) (飼料) ■	1
25/7/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシンネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)(食品) ■	1
25/8/8	農	農薬 デルタメトリン及びトラロメトリン☆	1
25/8/20	厚	農薬 DBEDC■<一部☆>、ノニルフェノールスルホン酸銅■<一部☆>、フルアジホップ■<一部☆>、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、フェンメディファム☆、メトリブジン☆、リュロン☆	11
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 デルタメトリン及びトラロメトリン■<一部☆>、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	5

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
25/8/20	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール☆	1
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン図	1
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート ※■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統(飼料)■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHTOH2系統(食品)■	1
25/10/16	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン)■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)■、除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4) (食品)■	3
25/10/16	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4) (飼料) ■	1
25/11/14	厚	農薬 キンクロラック■、フルピラジフロン■、メピコートクロリド☆	3
25/11/20	厚	添加物 過酢酸■、オクタン酸■、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸■、過酢酸製剤■	4
25/11/20	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統 (食品)■	1
25/11/20	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統 (飼料)■	1
25/11/25	内	特定保健用食品 跡脂茶 ※■	1
25/12/10	厚	農薬 クレトジム☆	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリソ☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆図	1
25/12/20	厚	農薬 ニテンピラム☆	1
25/12/20	厚	動物用医薬品 フルメトリソ■<一部☆>	2
25/12/20	農	遺伝子組換え食品等 ATC1562 株を利用して生産され 25-ヒドロキシコレカルシフェロール■	1
26/1/16	内	特定保健用食品 キリン 午後の紅茶 ヘルシーストレート ※■	1
26/2/3	厚	農薬 セダキサン■、トルプロカルブ■、オキスピコナゾールフマル酸塩☆	3
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (飼料)■、低リグニンアルファルファKK179 系統(飼料)■	2
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (食品)■、低リグニンアルファルファKK179 系統(食品)■	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である
(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。図は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品 健康 影響 評価 の 対象	
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及び グルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(飼料)■、除草剤グリホサート及びイソキサ フルトール耐性ダイズ FG72 系統(飼料)■	2
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及び グルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(食品)■、除草剤グリホサート及びイソキサ フルトール耐性ダイズ FG72 系統(食品)■	2
26/3/25	厚	農薬 フエンメディファム■、MCPB■<一部☆>、MCPA■	4
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレノボロン☆、ゼラノール☆、プレドニゾロン☆	3
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/4/9	農	動物用医薬品 使用制限期間が設定される既承認の動物用ワクチンに添加剤として 含まれる成分(97成分)	97
26/4/15	内	特定保健用食品 朝食プロバイオティクスヨーグルト BifiX ※■	1
26/4/17	厚	添加物 グルコン酸亜鉛	1
26/5/14	厚	肥料・飼料等 L-カルニチン	1
26/5/15	農	対象外物質 L-カルニチン	1
26/6/10	内	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■	1
26/6/18	厚	対象外物質 イタコン酸■、グリセリン酢酸脂肪酸エステル■、グルカン■、 ポリグリセリン脂肪酸エステル■	4
26/6/18	厚	動物用医薬品 メロキシカム■	1
26/6/19	厚	遺伝子組換え食品等 CPR 株を利用して生産された L-シトルリン■、AHD 株を を利用して生産された L-ヒドロキシプロリン■	2
26/7/2	厚	農薬 1-ナフタレン酢酸、アシベンゾラル-S-メチル、メソトリオン	3
26/7/2	厚	動物用医薬品 セフチオフル胞	1
26/7/2	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛の注射剤(エクセーデC)胞、 セフチオフルを有効成分とする豚の注射剤(エクセーデS)胞、塩酸セフチオフル を有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネルRTU)胞	3
26/8/8	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ 81419 系統(食品)■	1
26/8/8	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ 81419 系統(飼料)■	1
26/8/12	厚	化学物質・汚染物質 ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸	2
26/8/27	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策におけるゼラチン等に係る規制の見直し	1
26/8/29	厚	添加物 ケイ酸カルシウム	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について ★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ ★	1
26/1/8～26/2/6	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン)■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)■ ★	2
26/5/21～6/19	特定保健用食品 コタラエキス ※■ ★	1
26/6/25～7/24	特定保健用食品 サラシア100 ※■ ★	1
26/7/2～7/31	農薬 クロチアニジン ★、ピリフルキナゾン■ ★	2
26/7/16～8/14	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統■ ★、除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統■ ★	2
26/7/30～8/28	家畜等に使用するエンラマイシンによる薬剤耐性菌㊭ ★	(1)
26/8/6～9/4	添加物 カンタキサンチン ★	1
26/8/6～9/4	農薬 スルホキサフロル■ ★	1
26/8/20～9/18	農薬 マンデストロビン■	1
26/8/20～9/18	農薬及び動物用医薬品 チアベンダゾール☆	3
26/8/27～9/25	動物用医薬品 モサプリド■、クエン酸モサプリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤(プロナミド散1%)■	2
26/9/10～10/9	農薬 アシュラム■<一部☆>、アセタミプリド、メトコナゾール	4

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊭は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成26年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 価 の 対 象	
26/4/8	厚	農薬 キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル☆■、プロピコナゾール☆■、ベンジルアデニン☆	5
26/4/15	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの使用制限期間の設定の考え方の変更	1
26/4/15	厚	プリオン ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
26/4/22	厚	農薬 スピロメシフェン■、テブフロキン■、フルフェノクスロン■、ペンチオピラド■、ミルベメクチン■、レピメクチン■	6
26/5/13	厚	農薬 マラチオン☆	1
26/5/13	農	農薬 マラチオン☆	1
26/5/13	厚	動物用医薬品 ジクラズリル<一部☆>	2
26/5/13	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> BPN01 株を利用して生産されたプロテアーゼ■、pSSA 株を利用して生産されたペプチダーゼ■	2
26/5/20	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、フルミオキサジン<一部☆>■	4
26/5/20	厚	動物用医薬品 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)のオラキンドックス及びカルバドックス試験法並びにクレンブテロール試験法の改定	(1)
26/5/20	厚	動物用医薬品 トリクラベンダゾール、メトロニダゾール☆	2
26/5/20	厚	遺伝子組換え食品等 pXPO 株を利用して生産されたペプチダーゼ■	1
26/6/3	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン<一部☆>	4
26/6/10	厚	器具・容器包装 フタル酸ジブチル(DBP)	1
26/6/17	厚	動物用医薬品及び農薬 ルフェヌロン■	1
26/6/17	消	特定保健用食品 素肌ウォーター ※■	1
26/6/24	厚	農薬 クレソキシムメチル■、クロラントラニリプロール■、メタフルミゾン■	3
26/6/24	厚	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統■(食品)	1
26/7/1	厚	農薬 ジクロベニル<一部☆>	2
26/7/1	農	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統(飼料)■	1
26/7/8	厚	かび毒・自然毒等 二枚貝中のオカダ酸群	1
26/7/8	厚・農	動物用医薬品・肥料・飼料等・対象外物質 カルシフェロール及び25-ヒドロキシコレカルシフェロール■<一部☆>■	3
26/7/15	厚	動物用医薬品 クロルプロマジン☆	1
26/7/15	厚	微生物・ウイルス 食肉製品の規格基準のうちサルモネラ属菌の定義	1
26/7/22	厚	動物用医薬品 ガミスロマイシン■■	1
26/7/22	農	動物用医薬品 ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン)■■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

III 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成26年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 韵 評 價 の 対 象	
26/7/29	厚	農薬 MCPA■	1
26/7/29	厚	動物用医薬品 ロニダゾール☆	1
26/8/8	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ラサロシド☆■■	2
26/8/19	厚・農	農薬及び動物用医薬品 ダイアジノン<一部☆>	4
26/8/26	厚	添加物 2,3-ジエチルピラジン	1
26/9/2	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性 ダイズ 68416 系統■(食品)	1
26/9/2	農	薬剤耐性菌 ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン)の承認に 係る薬剤耐性菌	(一)
26/9/9	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性 ダイズ 68416 系統■(飼料)	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。

■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針